

44 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

略称：プラスチック資源循環法

※本法の内容現在：令和4年4月1日

審査・監査における確認事項

- 1) プラスチック使用製品設計指針に基づくプラスチック使用製品製造事業者等の取組内容
- 2) 特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標と達成状況、具体的な使用の合理化の取組
- 3) 市区町村の再商品化計画の内容と実施状況
- 4) 製造・販売事業者等の自主回収・再資源化する計画の内容と実施状況
- 5) 排出事業者の排出抑制と再資源化の取組、再資源化計画を作成している場合はその内容と実施状況
- 6) 特定プラスチック使用製品多量提供事業者及び多量排出事業者の報告

法令の目的等

プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずる

プラスチック資源循環法

プラスチック資源循環法の体系

1. 基本方針

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- ・製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
- 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。

販売・提供

【使用の合理化】

- ・ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。
- 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- ・プラスチック資源の分別収集を促進するため、容り法ルートを活用した再商品化を可能にする。
- ・市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
- 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

【製造・販売事業者等による自主回収】

- ・製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
- 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- ・排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。
- 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。
- ・排出事業者等が再資源化計画を作成する。
- 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

出典：環境省資料「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の閣議決定について」（令和3年3月9日）（<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115768.pdf>）を基に作成

1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下 ※令和2年4月改正（令和3年4月施行）
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1 ℓ につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 ℓ につき 0.05mg 以下

【表8】騒音に係る環境基準（H10環境庁告示64号）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

備考：

- 1 昼間＝午前6時から午後10時までの間、夜間＝午後10時から翌日の午前6時までの間
- 2 A A＝療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 A＝専ら住居の用に供される地域
- 4 B＝主として住居の用に供される地域
- 5 C＝相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる